

京都市教育長告示第19号

平成26年4月1日京都市教育委員会教育長告示第1号（学校施設の指定）の一部を、平成29年4月1日から、次のように改めます。

平成29年3月28日

京都市教育長 在田 正秀

元京都市立格致小学校の項を削り、元京都市立有隣小学校の項の次に次の1項を加える。

元京都市立淳風小学校	京都市下京区大宮通花屋町上 る柿本町609番地の1	京都市立下京雅小学校及び 京都市立下京中学校
------------	------------------------------	---------------------------

(総合教育センター学校統合推進室計画課)